

令和2年5月7日

指定障がい福祉サービス事業所代表者様
指定障がい者支援施設代表者様
指定一般相談支援事業所代表者様

大阪府障がい福祉室生活基盤推進課 指定・指導グループ

新型コロナウイルス感染拡大防止及び緊急事態宣言に伴う
手続きの変更について (No. 2)

日頃から本府の障がい福祉施策等の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。
標記につきまして、手続きの変更について御案内（令和2年4月8日付け）しておりましたが、
この度、新型コロナウイルス感染拡大防止及び緊急事態宣言の期間延長に伴い、全ての手続きを
【郵送】対応とする期間についても、下記のとおり変更します。

全ての手続きを【郵送】対応とする期間

変更前：~~令和2年4月8日（水曜日）から令和2年5月22日（金曜日）まで~~
変更後：令和2年4月8日（水曜日）から令和2年7月20日（月曜日）まで

※各提出書類について、補正等の関係からできる限り早めの御提出をお願い致します。

1 変更届（全ての届出を【郵送】での対応とします。）

- ・ **加算増額・事業所移転等**の届出について
 - 【6月1日付け】提出期限：5月15日（金曜日）消印有効
 - 【7月1日付け】提出期限：6月15日（月曜日）消印有効
 - 【8月1日付け】提出期限：7月15日（水曜日）消印有効
- ・ **加算減額**の届出について
 - 【6月1日付け】提出期限：事実発生後、速やかに郵送して下さい。
 - 【7月1日付け】提出期限：事実発生後、速やかに郵送して下さい。
 - 【8月1日付け】提出期限：事実発生後、速やかに郵送して下さい。

2 廃止届・休止届（全ての届出を【郵送】での対応とします。）

- 【6月30日付け】提出期限：5月29日（金曜日）消印有効
- 【7月31日付け】提出期限：6月30日（火曜日）消印有効
- 【8月31日付け】7月20日（月曜日）までに提出する場合は郵送して下さい。

3 新規指定・サービス追加（全ての申請を【郵送】での対応とします。）

- 【6月1日新規指定分】≪補正書類等≫最終提出期限：5月8日（金曜日）消印有効
【7月1日新規指定分】≪本申請協議書類≫提出期限：5月20日（水曜日）消印有効
≪補正書類等≫最終提出期限：6月10日（水曜日）消印有効
【8月1日新規指定分】≪事前協議書類≫提出期限：5月29日（金曜日）必着
≪本申請協議書類≫提出期限：6月19日（金曜日）消印有効
≪補正書類等≫最終提出期限：7月10日（金曜日）消印有効
【9月1日新規指定分】≪事前協議書類≫提出期限：6月30日（火曜日）必着
≪本申請協議書類≫提出期限：7月20日（月曜日）消印有効

※就労継続支援A型の事前協議書については、上記の提出期限にかかわらず早期の提出をお願いします。

4 変更申請（全ての申請を【郵送】での対応とします。）

- 【7月1日付け】≪事前協議書類≫提出期限：5月29日（金曜日）消印有効
≪変更申請書類≫提出期限：6月10日（水曜日）消印有効
【8月1日付け】≪事前協議書類≫提出期限：6月30日（火曜日）消印有効
≪変更申請書類≫提出期限：7月10日（金曜日）消印有効

5 指定に関する相談等

令和2年7月20日（月曜日）までの期間は、電話・FAX・メールにて対応させていただきます。
ご迷惑をお掛けしますが、ご理解・ご協力の程、よろしくお願いいたします。

6 その他

郵送時は必ず【返信用封筒（84円切手貼付）】及び【連絡票】を同封してください。

上記の各申請・届出の提出期限について、【消印有効】としていますが、補正や不備の解消等に時間を要するため、できる限り早めの御提出をお願いいたします。

（郵送時には「来庁分在中」との記載をお願いします。）

※ 上記の期間については変更する場合があります。

上記の期間の変更や、令和2年7月20日以降の取扱いについては、令和2年7月以降に大阪府HP等で案内予定です。

※ 届出方法が、従前から【郵送】による届出分（処遇改善加算・運営規程の変更等）については、変更はありません。

代表：06-6941-0351 内線：2461,4519 時間：9時30分から12時00分 13時00分から17時30分 （平日（祝日除く））
